

日弁連総第35号
2025年（令和7年）12月4日

大阪拘置所長 齋藤 行博 殿

日本弁護士連合会
会長 淳上 玲子
(公印省略)

勧告書

当連合会は、申立人Xの申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第47号人権救済申立事件）につき、貴所に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

申立人が、死刑確定後、貴所に対し、交友関係の維持等を理由として、面会及び信書の発受（外部交通）を希望する者（死刑確定前に外部交通を許可されていた者を含む。）との間での外部交通を複数回届け出たにもかかわらず、貴所が、いずれも、申立人に対し、「外部交通を許可としない方針」を告知したことは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第120条及び第139条の解釈・適用を誤り、憲法第13条及び第21条並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条第2項によって保障される申立人の外部交通権を侵害したものである。

したがって、外部交通申告表の提出・届出に対し、疎明資料の有無などの形式的な理由のみで漫然と「外部交通を許可としない方針」を告知することは避け、外部交通が人権としてもつ重要性を十分に尊重した対応を行うよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

大阪拘置所における外部交通に関する人権救済申立事件

調査報告書

2025年（令和7年）11月20日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 大阪拘置所における外部交通に関する人権救済申立事件（2019年度第47号）

受付日 2019年11月5日

申立人 X

相手方 大阪拘置所

第1 結論

相手方に対し、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

申立人は、相手方において、2009年6月3日以降、死刑確定者として処遇・収容されているところ、相手方が、申立人による支援者や友人との外部交通につき、許可としない方針である旨を申立人に告知し、面会が許されないことは、申立人の外部交通権を侵害するものである。

2 申立ての理由

死刑確定者を収容する他の拘置所においては、支援者や友人との外部交通が許可されている拘置所もあり、不公平である。

第3 調査の経過

2019年11月 5日	大阪弁護士会から移送求意見
2020年 3月 24日	予備審査開始
8月 19日	申立人に対し文書照会（1回目）
9月 24日	申立人から回答受領（1回目）
2021年 4月 19日	本調査開始
6月 29日	申立人に対し文書照会（2回目）
7月 29日	申立人から回答受領（2回目）
2022年 9月 16日	相手方に文書照会（1回目）
10月 19日	相手方から相手方回答①受領（1回目）
2023年 3月 2日	相手方に文書照会（2回目）
3月 31日	相手方から相手方回答②受領（2回目）
7月 20日	申立人に対し文書照会（3回目）

	9月 15日	申立人から回答受領（3回目）
2024年	3月 12日	相手方に文書照会（3回目）
	6月 13日	相手方から相手方回答③受領（3回目）
2025年	1月 9日	相手方に文書照会（4回目）
	2月 14日	相手方から相手方回答④受領（4回目）
	4月 8日	申立人から面談による事情聴取
	6月 9日	支援者B、C、D、E、F、G、H及びIに対し文書照会
	6月 13日	Hに対する照会文書が「あて所に尋ねあたりません」として返送
	6月 16日	Dから回答文書受領
	6月 18日	Gから回答文書受領
	7月 1日	Iから回答文書受領
	7月 3日	Fから回答文書受領
	7月 8日	Eから回答文書受領
	7月 24日	Bから回答文書受領
	7月 28日	Cから回答文書受領
	8月 4日	Iに対し再度の文書照会
	9月 9日	相手方に文書照会（5回目）
	10月 9日	相手方から相手方回答⑤受領（5回目）
	10月 16日	Iから回答文書受領

第4 関係法令等

別紙関係法令記載のとおりである。

第5 認定した事実

1 申立人の相手方への収容及び死刑の確定

申立人は、殺人・殺人未遂・詐欺被疑事件で逮捕・起訴され、同被告事件の控訴に伴い、2002年12月26日、相手方に移送・収容された。申立人に対する被告事件は、地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所でいずれも有罪（死刑判決）とされ、2009年5月19日、死刑判決が確定したことにより、同年6月3日以降、相手方において、死刑確定者として処遇・収容されている。

2 申立人による外部交通申告表の提出・届出

申立人は、本調査報告書末尾添付の別紙一覧表記載のとおり、同一覧表記載の年月日に、同一覧表記載の者（以下「本件支援者」という。）につき、面会及び信書の発受を希望する者とした外部交通申告表を提出し、届け出た。

なお、相手方回答②によると、申立人は、本件支援者との面会及び信書の発受が必要な理由につき、「①交友関係の維持、②再審請求事件又は民事訴訟に対する支援依頼、③親族等の生活に対する支援依頼等」と記載していた。

3 相手方による面会及び信書の発受を許可しない方針の告知

- (1) 相手方は、申立人による別紙一覧表記載の年月日の外部交通申告表の提出・届出を受けたが、いずれについても、面会及び信書の発受を許可としない方針である旨を申立人に告知した。
- (2) 相手方回答①によると、相手方が上記の方針を告知した理由は、「告げた時点において、それら個々の申出の相手方が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に掲げる面会の相手方（同法第120条第1項第2号及び第3号、同法第120条第2項）又は信書の発受の相手方（同法第139条第2項）とは認められなかったため」である。
- (3) また、相手方回答②によると、申立人が面会及び信書の発受が必要な理由として記載した、「①交友関係の維持、②再審請求事件又は民事訴訟に対する支援依頼、③親族等の生活に対する支援依頼等」につき、「それらの内容には具体性が認められず、裏付けとなる疎明資料の提出もなかった」。
- (4) なお、相手方は、相手方回答②において、『外部交通の許可をしない』としたものではなく、同回答（前記(2)）の理由から『外部交通を許可としない方針を告げた』ものであり、すなわち、『面会の申出があった場合』又は『信書の発受について』、都度、刑事施設の長の裁量でその許否を判断することとしたものです」と回答している。

4 死刑確定前の外部交通の状況

申立人は、死刑確定前も相手方に収容されていたところ、相手方回答③によると、申立人は、本件支援者9名のうち、6名との間で、死刑確定前に、面会及び信書の発受を行っていた。その外部交通の相手方の氏名並びに面会及び信書の発受（相手方回答③による回答があった2006年から2009年までの間）の回数は、それぞれ、下記のとおりである。

記			
	面会数	信書発信数	信書受信数
・ A	6回	25回	41回
・ B	14回	16回	18回
・ C	14回	19回	27回
・ E	1回	58回	150回
・ H	1回	15回	16回
・ I	7回	1回	4回

5 死刑確定後の外部交通の状況

前記第3のとおり、当連合会は、申立人から面談により、また、相手方及び本件支援者¹から文書照会により調査した結果、申立人の死刑確定後の外部交通の状況は、以下のとおりであった。

(1) 相手方に対する調査結果

相手方回答④によると、申立人と本件支援者との信書の発受については、別紙一覧表2記載のとおりであり（発受が多数にわたるため、対象期間を直近1年（2024年1月1日から2024年12月31日まで）に限定したうえでの回答）、面会については、本件支援者から面会の申入れがされたことはなかったとのことであった。

また、相手方は、信書の発受について、別紙一覧表2のとおり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）第139条第1項第2号（婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書）によって認めたものと、同条第2項（交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認められるもの）によって認めたものがあるとのことであった。

なお、相手方回答⑤によると、相手方は、照会回答時点までにおいて、本件支援者との外部交通について、「許可とする方針」を申立人に告知したことはないとのことであった。

¹ 当連合会の本件支援者に対する文書照会において、Aは死亡しており、また、Hへの照会は「あて所に尋ねあたりません」として返送された。

(2) 申立人に対する調査結果

申立人が親族以外で外部交通について「許可とする方針」を告知されている者は1名だけ（本件支援者以外の者）である。また、本件支援者との間で認められた信書の発受は、裁判資料のコピーや印紙代を納めてほしい等の民事裁判に関するものだけであり、それら以外は一切認められていない、また、これらの民事裁判に関するものについても当初は全く認められなかつたが、申立人が国家賠償請求訴訟や処分取消訴訟²（信書の発受が認められないことを問題とした訴訟）を起こし勝訴した後によく民事裁判に関するものについての信書の発受が認められるようになったとのことであった。

(3) 本件支援者に対する調査結果（信書の発受について）

① B

裁判関係の信書の発受を認めなかつた相手方を申立人が民事訴訟で訴え、勝訴した後は、裁判関係の事務連絡のみの信書の発受ができるようになった。

② C

申立人の死刑確定後は、信書の授受は許可されていません。但し、裁判に関する信書の授受が可能になってからは事務連絡のみ記載された信書を受け取ることができている。

（民事訴訟、刑事再審又は人権救済申立てに関する用務以外の内容の信書の授受が認められたことはありますか、との当連合会からの質問に対し、）ありません。信書に同封されていた切手シートの裏に何か文章が書かれていましたが、黒マジックですべて文字が消されてあった記憶があります。

③ D

ア 申立人との手紙のやり取りは、裁判にかかわる内容のみでそれ以外のやり取りはない。

（民事訴訟、刑事再審又は人権救済申立てに関する用務以外の内容の

² 大阪高等裁判所平成26年11月14日判決（平成26年（行コ）第107号）

大阪地方裁判所平成25年11月6日判決（平成24年（ワ）第12611号）

大阪地方裁判所平成25年11月6日判決（平成24年（ワ）第12421号）

大阪地方裁判所平成27年7月1日判決（平成26年（行ウ）第236号）

大阪地方裁判所平成26年11月25日判決（平成25年（ワ）第12851、12857、12861号）

信書の授受が認められたことはありますか、との当連合会からの質問に
対し、) 用務以外のやり取りはない。

イ なお、Dからは、申立人からの手紙で部分的に黒塗りになっていた手
紙は5、6回あるとして、手元にあった手紙の提供を受けた。

1通は、申立人からの令和6年3月25日付けの書面であり、インターネット記事のコピーを届けてほしいとの依頼文書であるが、末尾の5～6行が黒塗りされていて何が書かれているかわからないものとなっている。もう1通は、申立人からの令和6年5月3日付けの書面であり、申立人にかわり、書籍を購入し裁判所に証拠として提出してほしいとの依頼文書であるが、最後の10数行が黒塗りされていて何が書かれているかわからないものとなっている。

④ E

申立人を支援する冊子（a通信）が死刑確定後は申立人に届かなくなり、外部交通は遮断された。申立人から、裁判などに使うためと求められて送付したa通信も許可されず、相手方から、取りに来るか、廃棄処分を求めるかを尋ねる手紙が届いた。

⑤ F

ア 申立人の支援を始めたのは2015年以降だと記憶している。訴訟に関するコピーなどの依頼は多々あり授受が認められているが、それ以外の授受は一切認められたことはない。

イ なお、Fからは、申立人からの手紙で部分的に黒塗りになっていた手紙の提供を受けた。

1通は、申立人からの葉書（時期は消印が判読困難である。）であり、訴訟書類を届けてほしいとの依頼文書であるが、中段5行が黒塗りされていて何が書かれているかわからないものとなっている。もう1通は、申立人からの大阪地方裁判所での訴訟追行（証拠提出）のための新聞記事等のコピーを届けてほしいとの依頼文書（時期不詳）であるが、中段1行及び末尾7、8行が黒塗りされていて何が書かれているかわからないものとなっている。

⑥ G

ア 申立人との交流は2013年以降である。こここのところ、数年来年賀状を送っていますが、申立人に名前のみ告知され、手渡されていないよう伝え聞いている。

イ なお、Gからは、申立人に送付したものの、相手方より、「法令の規定により当所においては受け付けることができません」として、相手方から返送されてきたもの3点の提供を受けた。

1つは申立人がGに宛てた手紙（訴訟の資料として雑誌のコピーを依頼するもの）のコピーであり、1つは2016年9月18日の毎日新聞の申立人の再審に関する記事のコピーであり、1つは猫のイラストが描かれたポストカードであった。

⑦ 小括

このように、申立人と本件支援者との間の信書の発受は、裁判に関するものに制限されており、その他の事項について、相手方は、黒塗りして抹消するなどの措置をとっていることが判明した。

(4) 本件支援者に対する調査結果（面会について）

① B

死刑確定者になれば親族、弁護人、その他拘置所長が認めた者でないと面会はできないと認識していた。以前、他の拘置所に収容されていた死刑確定者に面会を申し入れても許可されなかった。

② C

死刑確定者になれば、親族、弁護人、外部交通権が許可された者でない限り、面会ができないと認識していた。また、個人的な経験としては、他の拘置所に収容されていた死刑確定者（死刑確定前には面会ができていた。）に対する面会が、死刑確定後は要望しても一切許可されていない。

③ E

申立人が、弁護士に送付した手紙に、外部交通は親族7人と、選任している弁護人6人と告知され、（その他に）申告した方々は全て「禁止」「不許可」「もう何回申告しても、不許可とされ続けています」と記されていた。2010年4月4日に相手方所長らと面会を行い、「（申立人の）友人との面会、手紙が何故許されないのか」尋ねたところ、相手方職員から、「死刑確定者は極限的な立場に置かれていてきわめて精神的に不安定だ。それを加味して慎重に判断をしていく必要がある」と言われた。

④ I

申立人の死刑確定後、相手方に、申立人との面会申込票を提出したが、待合室において、相手方職員から「面会できない」と言われた。

⑤ 小括

このように、申立人と本件支援者との間の面会は、他の拘置所が死刑確定者との面会を認めていないことや、相手方が、申立人と本件支援者との外部交通を「許可としない方針」としていることが本件支援者の知るところであったこと等により、本件支援者において、申立人に対する面会を申し入れることができないということが判明した。

第6 当委員会の判断

1 本件における問題の所在

(1) 刑事被収容者処遇法は、死刑確定者による面会及び信書の発受について、親族間の外部交通（第120条及び第139条の第1項第1号）、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のための外部交通（同第2号）及び心情の安定に資する外部交通（同第3号）については、これを許可するものとし（以下、これらの外部交通を「権利発受等」という。）、また、これら以外の外部交通については、外部交通を必要とする事情並びに刑事施設の規律及び秩序を害するおそれによ照らして、刑事施設の長による裁量により許可することができる（第120条及び第139条の第2項。以下、これらの外部交通を「裁量発受等」という。）と定めている。

(2) ところで、前記第5の3(4)のとおり、本件では、相手方は、申立人による外部交通申告表の提出・届出に対し、外部交通を許可としない方針の告知をしたにとどまり、刑事被収容者処遇法第120条又は第139条に基づいて、個別具体的な外部交通を許可しなかったというものではない。

しかしながら、相手方は、申立人による複数回の外部交通申告表の提出・届出に対し、例えば、外部交通を原則として許可しないが、個別具体的な外部交通の内容次第では許可される場合があり得るとの例外を示すこともせず、また、外部交通を希望した者との関係等を証明する書類その他の物件の提出又は提示も求めることせず、ただ単に「外部交通を許可としない方針」を申立人に告知したものである。このような相手方の複数回の「外部交通を許可としない方針」の告知の態様に照らせば、相手方による「外部交通を許可としない方針」の告知は、申立人をして、外部交通申告表により外部交通を届け出た者との外部交通は許可されないと理解させるものである。

実際に、申立人が死刑確定者としての処遇となった2009年6月3日以後、本件支援者の中で、申立人と面会できた者はおらず、信書の発受につい

ても、信書に黒塗りがなされている箇所が存在する。例えば、相手方回答④によると、別紙一覧表2のとおり、申立人からDに対する令和6年3月25日付け及び同年5月8日付けの書面は、刑事被収容者処遇法第139条第1項第2号及び同条第2項を根拠として発信を認めたものと主張するが、Dから提供を受けた実際の書面を見ると、その内容は全てが裁判に関する依頼であって、その余は黒塗りして抹消されている。同法第139条第2項を根拠として、信書の発信を認めたとする相手方の主張は、事実に即したものとは認められない。また、Fも、申立人からの訴訟に関するコピー依頼の信書は授受が認められているがそれ以外は認められないと回答している。

このように「外部交通を許可としない方針」とされた者については、面会も、重要な用務以外の信書の発受も全く認められていないというのが実態である。

したがって、相手方の複数回の「外部交通を許可としない方針」の告知は、実質的には、個別具体的な外部交通を許可しないものといえる。

(3) このように、相手方の「外部交通を許可としない方針」の告知が、申立人の外部交通を実質的に制限したものといえることから、当該告知による本件外部交通の制限が、憲法及び刑事被収容者処遇法その他の関係法令に照らし、正当な理由に基づく必要最小限度の人権制約に留まるものといえるかどうかが問題となる。

すなわち、この問題は、

- ① 外部交通の利益は人権として保障されているか
- ② 本件外部交通の制限は刑事被収容者処遇法に基づく制限として正当といえるか、具体的には、i) 申立人による外部交通申告表の提出・届出は、権利発受等に該当するものとして許可しなければならないもの（「外部交通を許可としない方針」を告知してはならないもの）であったかどうか、ii) 申立人による外部交通申告表の提出・届出は、裁量発受等に該当する場合、これを許可しないこと（「外部交通を許可としない方針」を告知すること）が裁量権の逸脱・濫用であったかどうか

という問題、換言すると、権利発受等及び裁量発受等に関する刑事被収容者処遇法の解釈・適用の問題ということができる。

2 外部交通の利益が基本的人権として保障されること

外部交通は、友人・知人を含む他者と相互に意思や感情を伝えることのでき

る権利であり、表現の自由（憲法第21条、自由権規約第19条第2項）等、すべての基本的人権が確保されるために必要不可欠な権利である。また、従前から交流してきた友人・知人と引き続き交流することは、死刑確定者であっても一人の人間として社会生活を送ることやその者的人格形成にとって極めて重要であり、個人の尊厳（憲法第13条）として保障されなければならないものである。

国連被拘禁者待遇最低基準規則（マンデラ・ルール）も、規則58において、被拘禁者は定期的に家族及び友人と連絡を取ることが許されなければならない旨を定め、被拘禁者の外部交通を保障している。

いうまでもなく、死刑確定者であっても死刑が執行される日まで生命を享受している人間であり、一瞬一瞬の時間を生きているのである。それゆえ、憲法第21条や第13条によって国民に保障される基本的人権は、死刑確定者にも当然に保障されるべきものである。特に表現の自由には、言論活動を通じて、自己の人格を発展させるという自己実現の価値と、政治的な意思決定に関与するという自己統治の価値がある。死刑確定者であっても、刑が執行されるその日まで、外部交通による自己実現・自己統治の価値と可能性を奪われるべき理由は一切ない。

したがって、死刑確定者である申立人に対しても、外部交通の利益は基本的人権として保障されている。

3 申立人の外部交通に対する制限の正当性

（1）制限の目的の正当性

死刑確定者による信書の発受（刑事被収容者待遇法第139条）に関し、最高裁2019年8月9日第二小法廷判決（民集73巻3号327頁）は、「死刑確定者の拘置の趣旨、目的が、死刑確定者の心情の安定にも配慮して、死刑の執行に至るまでの間、外部交通の遮断も含めて社会から隔離してその身柄を確保するというものであることに鑑み、死刑確定者と親族以外の者との間の信書の発受については、同条1項2号若しくは3号又は同条2項に該当する場合に限り、これを許すこととしたものと解される」と判示している。

しかしながら、死刑確定者の執行に至るまでの身体の確保は、死刑確定者の自殺や逃亡を防止することを主眼とするものである。このため、死刑確定者の自殺や逃亡を防止するために死刑の執行に至るまで身体を確保し、場所的移動の自由を制限することはともかく、外部交通を遮断して社会から隔離

することまでを目的としていると解することはできない。

前記2にみたとおり、外部交通の利益が基本的人権として保障されることに照らせば、死刑確定者の外部交通を制限する目的は、死刑確定者の自殺や逃亡を防止し、死刑の執行に至るまで身体を確保するという目的の限りにおいて正当と認められるものである。

(2) 目的達成のための手段の必要最小限度性（比例原則）

前記(1)のとおり、死刑確定者の外部交通を制限する目的は、死刑確定者の自殺や逃亡を防止し、死刑の執行に至るまで身体を確保するという目的の限りにおいて正当と認められるところ、その目的は死刑確定者を刑事収容施設に収容すること自体で十分達成可能である。また、友人・知人を含む他者と相互に意思や感情を伝えるというごく一般的な外部交通を認めることによって自殺や逃亡のおそれが強まるとは認め難い。したがって、死刑確定者の外部交通の制限は、目的達成のための必要最小限度性を満たさないため、原則として認められず、ごく例外的に認められるに過ぎないというべきである。

このような観点から、刑事被収容者処遇法第120条及び第139条は、次に述べるように解釈される必要がある。

(3) 権利発受等について

刑事施設の長は、刑事被収容者処遇法第120条及び第139条の第1項第1号ないし第3号に該当する者との面会及び信書の発受については許可しなければならない。

また、「心情の安定に資すると認められる者」（第120条及び第139条の第1項第3号）については、友人や知人も広く認めるべきであり、心情の安定を図ることを理由として、従前より交流していた友人や知人との外部交通までも一般的・全面的に制限することは許されないと解すべきである³。そもそも、「心情の安定」が死刑確定者の内心の問題であることからすれば、国家がその内心に関与することは許されず、また、従前より交流していた友人・知人との交流は、一人の人間として根源的な活動のひとつであり、このような交流を禁止・制限することは、死刑確定者を精神的に孤立させることになりかねない。したがって、同条項の該当性は、刑事施設の長の裁量による

³ 刑事被収容者処遇法の一部を改正する法律案に対する参議院の附帯決議（2006年6月1日）においては、「十三 死刑確定者の処遇に当たっては、死刑確定者処遇の原則に定められている「心情の安定」は、死刑に直面する者に対する配慮のための原理であり、これを死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならないことを徹底すること。」とされている。

判断を許容するものではなく、死刑確定者的人権に配慮するという観点から、従前より交流していた友人・知人との外部交通は、「心情の安定に資すると認められる」（第120条及び第139条の第1項第3号）ものとして、一般的にこれを広く認めるのが適切である⁴。

（4）裁量発受等について

刑事被収容者処遇法第120条及び第139条の第2項は、権利発受等に該当しない外部交通については、刑事施設の長において、外部交通を必要とする事情があり、かつ、外部交通により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認める場合にこれを許可することができるものと定めている。このため、裁量発受等において、刑事施設の長の裁量がどの範囲で認められるかが問題となる。

この点に関し、死刑確定者・受刑者等を区別することなく、被収容者一般について、外部交通は監獄への拘禁により基本的に禁止されるという前提に基づき、親族でない者との間の信書の発受の許否は、所長の裁量によるものとされていた旧監獄法第46条第2項⁵について、最高裁2006年3月23日第一小法廷判決（集民219号947頁）は、「表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的にかんがみると、受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的な事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められ

⁴ 「逐条解説 刑事収容施設法（第3版）」（619～620頁）は、「心情の安定」とは、死刑確定者が、来るべき死刑の執行による自己の死を待つことによる精神的な苦悩や動搖を克服し、あるいはコントロールできる状態にあることである（犯罪の責任を自覚し、死刑という刑罰の執行を受け容れる状態にあることではない）が、「心情の安定に資すると認められる者」に該当する者としては、死刑確定者の個人的依頼により個別に教誨を行う宗教家が想定されるほか、死刑確定者の精神的な支えになる恩師などもこれに該当する場合があると考えられる」と解説し、「心情の安定に資すると認められる者」の範囲を限定的に考えているようにも読める。

しかしながら、死刑確定者にとって、従前より交流していた友人・知人との交流は、精神的な孤立を感じさせないことで、来るべき死刑の執行による自己の死を待つことによる精神的な苦悩や動搖を克服し、あるいはコントロールできる状態に資することは明らかであり、上記の「逐条解説 刑事収容施設法（第3版）」による解説のように、「心情の安定に資すると認められる者」を限定的に理解することは妥当ではない。

⁵ 監獄法第四十六條 在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス
受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

る場合に限って、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である。そうすると、監獄法46条2項は、その文言上は、特に必要があると認められる場合に限って上記信書の発受を許すものとしているようにみられるけれども、上記信書の発受の必要性は広く認められ、上記要件及び範囲でのみその制限が許されることを定めたものと解するのが相当である（る）」と判示した。

同最高裁判決は、旧監獄法の解釈に関するものであるが、表現の自由を保障した憲法第21条の規定の趣旨、目的に鑑み、原則として、受刑者の信書の発受の必要性が広く認め、その制限が許されるのは例外的であることを示した点において重要な意義がある。そして、憲法第21条の趣旨、目的に鑑みれば、信書の発受のみならず、面会を含めた外部交通全般についてその必要性が広く認められるべきことは、受刑者であっても死刑確定者であっても変わることろはない。

なお、同最高裁判決について、「判例タイムズ」（1208号72頁）は、「本判決は、長年憲法との整合性が問われ続けてきた監獄法が抜本的に見直されることとなり、受刑者を人権の主体と明確に位置付ける刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が成立するという状況の中で、最高裁としての監獄法46条2項についての法律判断が示されるなどしたものであり、その影響範囲は自ずと限定的なものというべきであるが、当面は裁判実務や行刑実務に与える影響が少なくないと考えられるし、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の運用や解釈にも影響を及ぼすところもないわけではないようと思われる」と解説している^{6、7}。

⁶ 外部交通の人権としての重要性に照らせば、外部交通により刑事施設の規律及び秩序において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められるだけでは足りず、制約の目的がやむにやまれぬもので、手段が制約目的を達成するために必要最小限度のものであるか否かという厳格な基準によって判断されるべきであるところ、同基準によれば、死刑確定者の外部交通を過度に制限する刑事被収容者処遇法の権利発受等・裁量発受等の規定は法令違憲の可能性があるが、本調査報告書では、最高裁2006年3月23日第一小法廷判決（集民219号947頁）の判示に則して検討してもなお、相手方の申立人に対する「外部交通を許可としない方針」の告知は人権侵害であることが認定できるとするものである。

⁷ 前掲脚注4のとおり、『逐条解説 刑事収容施設法（第3版）』は、死刑確定者による外部交通を制限的に解釈・解説するきらいがあるが、刑事被収容者処遇法第120条第2項について、「良好な交友関係を維持するためであれば、交友関係の維持は、それ自体、面会を必要とする事情とされているのであって、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある

このように、最高裁判決の趣旨、さらには、死刑確定者の拘置の趣旨、目的及び外部交通の人権としての重要性に照らせば、裁量発受等を定めた刑事被収容者処遇法第120条及び第139条の第2項の「(刑事施設の長が)刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるとき」とは、その外部交通により刑事施設の規律及び秩序において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合以外を指すと解すべきである。したがって、刑事施設の長は、上記相当のがい然性が認められる場合を除き、外部交通を許可しなければならない。

4 本件への当てはめ

前記3で検討した権利発受等及び裁量発受等に関する刑事被収容者処遇法の解釈の在り方を踏まえ、以下、本件について、検討する。

(1) 権利発受等について

前記第5の2のとおり、申立人は、相手方に対し、本調査報告書末尾添付

場合を除き、基本的に面会は許されなければならない。死刑確定者については、面会の結果、自暴自棄になり自傷行為に及ぶことが現実的に十分想定されるが、そうしたおそれがある場合には、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果が生ずるおそれがある場合として、本条2項による裁量面会は許されない。そのため、本条2項による裁量面会は、それ以前の外部交通(死刑の判決が確定する前に、未決拘禁者として収容されていたときの外部交通を含む)の状況も踏まえて、その許否を判断しなければならない場合が少なくないであろうが、面会は、即時的な外部交通の方法であり、不適当な内容の発言を十分には抑止できないことも踏まえると、一般的に、まず法139条2項により信書の発受を許し、その状況も踏まえて、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと判断されるに至った後に、本条2項による面会を許すものが適当であると考えられる」(621頁)と解説し、また、同法第139条第2項について、「面会は、即時的な外部交通の方法であり、職員の立会いなどの措置によっても不適切な内容の意思連絡を十分には抑止できないのに対し、信書の発受については、検査により不適切な内容のものは差止めなどが可能であるため、まずは、本条2項により信書の発受を許し、その状況も踏まえて、裁量面会の許否は判断するのが適当である場合があるなど、本条2項による信書の発受は、裁量面会よりも広い範囲で許されることになるものと考えられる」(714~715頁)と、刑事被収容者処遇法第120条及び第139条の第2項に基づく死刑確定者による外部交通について、基本的に認められるべきという立場に立脚して解説している。

面会において、不適当な内容の発言があればその場で面会を終了させるなどの措置をとれば、死刑確定者が、面会の結果、自暴自棄になり自傷行為に及ぶことを防止することは可能であり、「(まずは)信書の発受を許し、その状況も踏まえて、裁量面会の許否は判断するのが適当である場合がある」として、『逐条解説 刑事収容施設法(第3版)』が示す面会と信書の発受の許否について差異を設ける方法論については直ちに賛同しかねるが、同解説を踏まえても、後記のとおり、本件において、外部交通申告表に面会及び信書の発受を希望する者として記載した上記6名以外の3名について、その外部交通により刑事施設の規律及び秩序において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認めていないにもかかわらず、「外部交通を許可としない方針」を告知したことは、裁量発受等に関する刑事被収容者処遇法の解釈・適用を誤り、裁量権を逸脱・濫用して申立人の外部交通権を侵害したものと認められる。

の別紙一覧表記載のとおり、同一覧表記載の年月日に、本件支援者につき、面会及び信書の発受を希望する者とした外部交通申告表を提出し、届け出た。そして、申立人は、これらの者との面会及び信書の発受が必要な理由につき、「①交友関係の維持、②再審請求事件又は民事訴訟に対する支援依頼、③親族等の生活に対する支援依頼等」と記載していた。

また、前記第5の4のとおり、本件支援者9名のうち6名との間で、死刑確定前に、それぞれ多数回の面会及び信書の発受を行っており、その期間が少なくとも3年以上にわたる者もいた。

これらの事実関係を踏まえると、本件支援者9名のうち6名については、従前より交流していた友人・知人に該当することは明らかである。

前記第6の3(3)で検討したとおり、このような従前より交流していた友人・知人との外部交通は、一般的に「心情の安定に資すると認められる」(第120条及び第139条の第1項第3号)として、権利発受等に該当するものとして許可しなければならないものであったといえる。

したがって、本件支援者9名のうち6名について、相手方は、権利発受等に該当するものとして許可しなければならなかつたところ、それにもかかわらず、相手方が「外部交通を許可としない方針」を告知したことは、権利発受等に関する刑事被収容者処遇法の解釈・適用を誤り、申立人の外部交通権を侵害したものと認められる。

(2) 裁量発受等について

上記6名以外の3名については、従前の外部交通の経緯等に照らすと、従前より交流していた友人・知人に該当するものとして、前記(1)のように、一般的に権利発受等に該当すると即断することはできない。もっとも、申立人は、これらの者との面会及び信書の発受が必要な理由につき、「①交友関係の維持、②再審請求事件又は民事訴訟に対する支援依頼、③親族等の生活に対する支援依頼等」と記載していた。

前記第6の3(4)で検討したとおり、刑事施設の長は、死刑確定者が交友関係の維持を理由とした外部交通を求めた場合、その外部交通により刑事施設の規律及び秩序において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

しかしながら、相手方は、前記第5の3(2)のとおり、当連合会の照会に対し、「外部交通を許可としない方針」を告知した具体的な理由を示すことはなく、少なくとも、その外部交通により刑事施設の規律及び秩序において放置

することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があることを理由として、「外部交通を許可としない方針」を告知したものとは回答していない。

また、相手方は、前記第5の3(3)のとおり、申立人が面会及び信書の発受が必要な理由として記載した、「①交友関係の維持、②再審請求事件又は民事訴訟に対する支援依頼、③親族等の生活に対する支援依頼等」につき、「それらの内容には具体性が認められず、裏付けとなる疎明資料の提出もなかった」と主張する。しかしながら、前記第6の3(4)のとおり、刑事施設の長は、外部交通により刑事施設の規律及び秩序において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性がある場合に限って外部交通を制限することの裁量を有するのであり、「それらの内容には具体性が認められず、裏付けとなる疎明資料の提出もなかった」ことを理由として、「外部交通を許可としない方針」を告知したことが正当化される余地はない。

したがって、相手方が、申立人が「①交友関係の維持」等を理由として、外部交通申告表に面会及び信書の発受を希望する者として記載した上記6名以外の3名について、その外部交通により刑事施設の規律及び秩序において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認めていないにもかかわらず、「外部交通を許可としない方針」を告知したことは、裁量発受等に関する刑事被収容者処遇法の解釈・適用を誤り、裁量権を逸脱・濫用して申立人の外部交通権を侵害したものと認められる。

(3) 小括

以上のとおり、申立人による外部交通申告表の提出・届出に対し、相手方が外部交通を許可としない方針の告知したことは、権利発受等及び裁量発受等に関する刑事被収容者処遇法の解釈・適用を誤り、申立人の外部交通権を侵害したものと認められる。

5 結論

(1) 当連合会が公表した2021年10月8日付け「死刑確定者に対するアンケート調査の結果について」⁸において、死刑確定者の外部交通についても調査しており、「家族・親族や弁護士以外との外部交通は依然として極めて限定的であり、面会の回数は手紙の発受信より少なく、手紙は死刑確定者からの

⁸https://www.nichibenren.or.jp/library/jfba_info/publication/data/shikei_syoguu_a2021.pdf

発信より、外部からの受信の方が少ない。一定の相手方との外部交通が認められても、相手方の事情によりひとたび交流が途絶えると、新たな相手方との交通はなかなか認められず、事実上、外部交通が不可能ともなりかねない。」、「調査全体を通じ、他者との触れ合いを著しく制限され、孤立する死刑確定者の姿が改めて浮き彫りになった。」と総括している。

(2) 本件において、申立人による外部交通申告表の提出・届出に対し、相手方が外部交通を許可としない方針を告知したことは、刑事被収容者処遇法第120条及び第139条の解釈・適用を誤り、憲法第13条及び第21条並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条第2項によって保障される申立人の外部交通権を侵害したものであり、外部交通の人権としての重要性を十分に踏まえた改善が求められる。

(3) なお、当連合会からの本件支援者に対する照会に対し、Cの回答には、次の記述があったことを付言する。

「人は人と接する、あるいは関わることで人間として存在することができるということです。死刑確定者とはいえ、生命が維持されている間は人間に生きる権利があると考えれば、独房の中で生き続ける過酷な状況での外部交通権は容認されるべき当然の権利であるはずです。」

(4) 以上より、相手方に対し、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。

以上

別紙一覧表

氏名/ 年月日	A	B	C	D	E	F	G	H	I
2009	6. 3	6. 3	6. 3	–	6. 3	–	–	–	6. 3
	–	7. 17	7. 17	–	–	–	–	–	7. 17
	–	8. 4	8. 4	–	–	–	–	–	8. 4
	–	9. 14	9. 14	–	–	–	–	–	9. 14
	–	10. 20	10. 20	–	–	–	–	–	10. 20
	–	11. 5	11. 5	–	–	–	–	–	11. 5
	12. 9	12. 9	12. 9	–	12. 9	–	–	–	12. 9
2010	–	1. 25	1. 25	–	–	–	–	–	1. 25
	–	4. 8	4. 8	–	–	–	–	–	–
	–	5. 6	5. 6	–	5. 6	–	–	–	–
	–	–	8. 30	–	–	–	–	–	–
	10. 28	10. 28	10. 28	–	10. 28	–	–	10. 28	10. 28
	–	–	–	–	–	–	–	12. 7	–
	–	12. 9	12. 9	–	12. 9	–	–	–	–
2011	3. 25	3. 25	3. 25	–	3. 25	–	–	3. 25	–
2012	–	3. 1	–	–	–	–	–	–	–
	–	3. 26	3. 26	–	3. 26	–	–	–	–
	–	4. 24	–	–	–	–	–	–	–
2014	–	1. 20	1. 20	–	–	–	–	–	–
	–	3. 28	3. 28	–	–	–	–	–	–
2015	–	3. 31	3. 31	–	–	–	–	–	–
2016	–	4. 26	4. 26	–	4. 26	–	–	–	–
2017	3. 24	3. 24	3. 24	–	3. 24	–	–	–	–
	–	–	–	–	7. 5	–	–	–	–
	12. 19	12. 19	12. 19	–	12. 19	12. 19	12. 19	–	–
2018	3. 30	3. 30	3. 30	–	3. 30	–	–	–	–
	–	7. 3	–	–	–	–	–	–	–
2019	2. 4	2. 4	–	–	–	–	–	–	–
2020	–	5. 11	–	–	–	–	–	–	–
	7. 28	7. 28	–	7. 28	–	–	7. 28	–	–
2021	2. 18	2. 18	2. 18	–	2. 18	–	–	2. 18	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	3. 5
	4. 12	–	–	–	4. 12	–	–	4. 12	–
	5. 13	–	–	–	5. 13	–	–	5. 13	–
	–	–	–	–	–	–	–	–	8. 3
2023	–	12. 8	–	–	12. 8	–	–	–	12. 8
2025	–	2. 3	–	2. 3	–	–	–	–	2. 3

別紙一覧表2

	発信		受信	
	月日(R6)	根拠条文	月日(R6)	根拠条文
A	該当なし		該当なし	
B	1.19	A及びB	1.29	B
	2.19	B	2.29	B
	4.3	A及びB	4.12	B
	6.19	A	6.27	B
	8.21	A及びB	8.28	B
	9.3	A及びB	9.8	B
	12.13	A	12.23	B
C	該当なし		該当なし	
D	2.21	A	3.4	B
	3.25	A及びB	4.1	B
	5.8	A及びB	5.21	B
	7.2	A及びB	7.10	B
	8.20	A及びB	8.28	B
	9.2	A及びB	9.12	B
	9.24	A及びB	9.30	B
	10.3	A及びB	10.15	B
	11.21	A及びB	11.29	B
E	2.15	A及びB	3.1	B
	3.18	A		
	6.25	B		
	9.6	A		
	11.18	A及びB		
	12.3	A		
F	7.1	B	該当なし	
	9.27	B		
	10.21	B		
	12.4	B		
G	1.30	B	6.24	B
	6.14	A	7.16	A
	7.30	B	10.21	B
	10.10	B		
	11.29	B		
	12.13	A		
H	9.26	A	10.7	B
	10.18	B		
	12.24	A		
I	1.10	A	1.16	B
	2.6	A	6.24	B
	5.29	A	10.31	B
	7.18	B	12.18	B
	8.15	A		
	10.4	B		
	11.7	B		
	11.15	A		

※根拠法令
根拠条文 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
A:第139条第1項第2号 B:第139条第2項

別紙関係法令

1 憲法

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めている。

憲法第21条は、第1項で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」、第2項で「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と定めている。

2 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

自由権規約第19条は、第2項で「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」、第3項で「2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。(a) 他の者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」と定めている。

3 国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）

マンデラ・ルールは、規則58で「1. 被拘禁者は、必要な監督のもと、定期的に家族および友人と、以下の方法により連絡を取ることを許されなければならない。(a) 文通、利用可能な場合は遠距離通信、電子、デジタル及び他の手段、および (b) 訪問を受けること」と定めている。

4 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事被収容者処遇法）

（面会の相手方）

第120条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第148条第3項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 死刑確定者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、

法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(発受を許す信書)

第139条 刑事施設の長は、死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第148条第3項又は次節の規定により禁止される場合を除き、次に掲げる信書を発受することを許すものとする。

- 一 死刑確定者の親族との間で発受する信書
- 二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書
- 三 発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書

2 刑事施設の長は、死刑確定者に対し、前項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(第6款 外国語による面会等)

第148条

(略)

3 被収容者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

5 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則

(面会の相手方の届出)

第66条 刑事施設の長は、受刑者及び死刑確定者に対し、面会の申出をすることが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

- 一 氏名、生年月日、住所及び職業
- 二 自己との関係

三 予想される面会の目的

四 その他刑事施設の長が必要と認める事項

2 刑事施設の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、受刑者及び死刑確定者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(信書の発受の相手方の届出)

第76条 刑事施設の長は、受刑者及び死刑確定者に対し、信書を発受することが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業

二 自己との関係

三 予想される信書の発受の目的

四 その他刑事施設の長が必要と認める事項

2 第66条第2項の規定は、前項の規定により届出を求めた場合について準用する。

6 大阪拘置所死刑確定者外部交通取扱規程（令和元年5月7日達示第1号）

(外部交通の相手方の届出)

第4条 死刑確定者の面会及び信書の発受の許否の判断に資するため、死刑判決確定に係る告知後速やかに、又は当該死刑確定者を所管する処遇部門の統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）が必要と認めた場合にはその都度、当該死刑確定者に対し、親族その他面会の申出をすることが予想される者及び信書の発受をすることが予想される者について、別紙1から3までに定める申告表の提出を求めるものとする。

2 所管の統括が必要と認める場合には、当該死刑確定者に対し、申告表に記載された者との関係を証明する書類等の提出を求めるものとする。

3 死刑確定者が申告表を提出した場合、所管の統括は、当該死刑確定者との関係、面会又は信書の発受を必要とする事情等を踏まえた可否の方針に関する意見を添え、所長の決裁を受けるものとする。

4 前項の決裁が終了した後、所管の統括は、速やかに面会及び信書の発受の可否に関する方針を死刑確定者に告知するものとする。

なお、同規程の別紙様式2「外部交通申告表①（面会及び信書の発受を希望す

る者)」によると、死刑確定者は、面会及び信書の発受を希望する者につき、「関係」、「氏名」、「生年月日（年齢）」、「職業」、「住所」、「面会及び信書の発受が必要な理由」をそれぞれ記載することとされている。